

環境影響評価技術指針

第1 趣旨

- 1 この技術指針（以下「指針」という。）は、名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が科学的知見に基づき適切に行われるよう、本市の区域における環境の特性等を考慮して、計画段階配慮事項並びに計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法並びに環境の保全の見地から配慮すべき事項、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法、事後調査の項目及び手法その他環境影響評価等に係る技術的な事項を標準的に定めるものである。
- 2 事業者は、この指針に基づき、事業の特性、地域の環境の特性等を勘案して、適切に環境影響評価等を行う。
- 3 この指針は、科学的知見の進展に応じ、必要があると認めるときは、所要の改定を行う。

第2 用語

この指針で使用する用語は、この指針で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第3 環境影響評価等の実施手順

環境影響評価等は、別図「環境影響評価等の実施手順」に示す手順により行う。

第4 計画段階配慮

1 計画段階配慮を行うべき時期

計画段階配慮は、対象事業の事業計画の立案の段階で行う。

2 計画段階環境配慮書の作成

事業者は、以下の手順に従って計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成する。

(1) 事業計画の検討（複数案の設定）

事業計画の立案の段階から、環境への配慮を検討し、計画に反映させるために、以下に定める事項に留意して、事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等の様々な要素のうち、事業者において実現可能であり、かつ、環境の保全の観点から検討可能な要素を抽出し、事業計画の複数案を設定する。

ア 事業特性及び地域特性の把握

複数案の検討を行うに必要と認める範囲内で、対象事業の持つ環境影響の種類、環境影響の強さ、環境影響の広がり等の概要が想定できるよう対象事業の内容（以下第4において「事業特性」という。）並びに対象事業の実施想定区域及びその周辺地

域における自然的状況及び社会的状況の概況（以下第 4 において「地域特性」という。）を把握する。

地域特性については、別表 1「地域の概況の調査事項」を参考に、複数案について比較検討が適切に行えるよう、文献その他の資料の収集、整理及び解析等により必要な情報の整理を行う。

イ 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握

対象事業が周辺の環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因（以下「影響要因」という。）を抽出し、対象事業の工事中及び当該工事が完了した後の土地又は工作物の存在並びに事業活動、関連する人等の活動時（以下「存在・供用時」という。）に分けて把握する。

(2) 計画段階配慮事項の抽出

各々の複数案を対象に、別表 2「環境影響評価等の対象とする環境要素の区分」と影響要因との関連を別表 3「環境要素—影響要因関連表」により整理し、事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因の区分ごとに重大な影響のおそれがある環境要素を抽出し、計画段階配慮事項とする。

また、重大な影響のおそれがある環境要素について、複数案間で差がない場合には、複数案による比較検討時に影響の程度に差があると想定される環境要素についても抽出し、計画段階配慮事項とする。なお、事業特性又は地域特性を考慮し、必要に応じて環境要素を追加する。

計画段階配慮事項の抽出に当たっては、複数案による比較評価が適切に行えるものとなるよう配慮するとともに、計画段階配慮事項が過多とならないよう精選する。

配慮書には、計画段階配慮事項として抽出した理由を記載する。

(3) 調査、予測及び評価の手法等の検討

事業特性及び地域特性を考慮して、(2)で抽出した計画段階配慮事項ごとに、事業による重大な環境影響の程度及び複数案間の影響の程度の差を適切に把握できるよう、「2 (4) 調査」、「2 (5) 予測」、「2 (6) 評価」に規定する手法及び別表 4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に、調査、予測及び評価の手法を検討する。

(4) 調査

調査は、適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、計画段階配慮事項に係る環境要素の状況に関する情報を得ることを目的として、以下に定める調査の手法及び別表 4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に行う。

ア 調査項目

環境影響評価の手法に準じて、必要な項目を選定する。

イ 調査方法

原則として文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行う。それらによっても必要な情報が得られない場合は、現地調査等を行う。

ウ 調査地域

調査の対象とすべき地域（以下「調査地域」という。）は、複数案ごとに、環境影

響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺を含む地域とし、既存の事例及び把握した地域特性を参考に設定する。

エ 調査によって得られる情報の整理

調査によって得られる情報は、当該情報が記載されている文献その他の資料の名称、その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理する。

なお、現地調査等を行った場合には、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時を整理する。

また、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じて、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行う。

(5) 予測

予測は、対象事業の実施により計画段階配慮事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、複数案の比較整理により評価を行うための情報を把握することを目的として、以下に定める予測の手法及び別表4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に行う。

ア 予測項目

環境影響評価の手法に準じて、特に重大な影響を及ぼす項目及び比較検討時に差があると想定される項目を選定する。

イ 予測方法

予測は原則として比較的簡易な手法により行うものとし、理論に基づく計算、事例の引用又は解析その他の手法により定量的に行うことや、既存の事例、学術文献等を参考に定性的に把握する方法により行うことができる。

ウ 予測地域

予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、調査の結果を踏まえ、複数案ごとに事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により計画段階配慮事項に係る環境要素の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

エ 予測地点

予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に収集する場合における当該地点（以下「予測地点」という。）は、予測項目の特性、保全すべき対象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他予測に最も適切かつ効果的な地点とする。

オ 予測の対象時期等

予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測の対象時期等」という。）は、工事の実施中の環境への影響が最大となる時期、存在・供用時の事業活動が定常状態に達する時期等とする。

カ 予測の前提条件の明確化等

予測の前提となる条件は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な条件を設定す

る。前提となる条件が確定していない場合は、複数の条件を設定するなど幅広に予測を行うようにする。

また、想定される予測の不確実性の原因等について整理する。

(6) 評価

評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、以下に示す手法等を参考に行う。

ア 計画段階配慮事項の評価

複数案間における重大な環境影響の比較整理及び影響の程度の差の比較整理により評価を行う。

なお、比較整理に当たっては、必要に応じて、環境影響の回避・低減の観点並びに国又は名古屋市等による環境保全施策との整合性の観点についても評価を行う。

イ 総合的な評価

複数案ごとに、抽出した全ての計画段階配慮事項に係る環境影響の程度の概要を一覧できるようにとりまとめ、それぞれの案の長所、短所及び必要な環境配慮の方向性を明らかにする。

(7) 環境配慮方針

事業計画の立案の段階において、事業特性、地域特性並びに調査、予測及び評価の結果を勘案の上、別表5「環境配慮事項」のうちから、配慮する事項を抽出する。

その他、事業者が事業計画の特性等から配慮することが望ましいと判断する事項については、自主的かつ積極的に事業計画の中に取り込むとともに、配慮書に記載することとする。

(8) 配慮書の作成

対象事業の目的、複数の事業計画について計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの並びに環境の保全の見地から配慮した内容等について、条例第7条第2項に掲げる事項を記載した配慮書を作成する。記載に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、用語説明の記載などにより、簡明かつ平易な記載内容となるよう努める。

3 事業計画の検討（事業計画を概ね特定）

事業者は、配慮書について市長の意見を勘案するとともに、環境の保全上の意見に配慮して、配慮書の内容及び事業計画に検討を加える。なお、事業計画の検討は、事業の必要性、経済性及び社会性等も含め総合的に行うことができる。

第5 環境影響評価

1 環境影響評価方法書の作成

事業者は、以下の手順に従って環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成する。

(1) 事業特性及び地域特性の整理

対象事業に係る環境影響評価の対象とする環境要素並びに調査、予測及び評価の手法を検討するに当たり、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、対象事業の持つ環

環境影響の種類、環境影響の強さ、環境影響の広がりなどの概要が想定できるよう対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業の実施予定地及びその周辺地域の自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）を明らかにする。

地域特性については、別表 1「地域の概況の調査事項」を参考に、文献その他の資料の収集、整理及び解析等により必要な情報の整理を行う。

(2) 影響要因の抽出

事業特性を踏まえ、影響要因を抽出し、対象事業の工事中及び存在・供用時に分けて明らかにする。

なお、同一の事業主体によって、対象事業と密接に関連する事業がほぼ同時期に実施される場合において、当該事業に起因する環境への影響を、対象事業に係る環境影響評価を行う際に一体的に把握すべきものと考えられる場合においては、当該事業に係る影響要因を対象事業の環境影響評価に反映させるものとする。

(3) 影響を受ける環境要素の抽出

(2)で抽出した影響要因と、別表 2「環境影響評価等の対象とする環境要素の区分」に示す環境要素との関連を別表 3「環境要素—影響要因関連表」により整理し、対象事業の実施により影響を受けると考えられる環境要素を抽出し、環境影響評価の項目とする。なお、事業特性又は地域特性を考慮し、必要に応じて環境要素を追加する。

方法書には、環境影響評価の項目として抽出した理由及び抽出しなかった理由を記載する。

(4) 調査、予測及び評価の手法の検討

(3)により抽出した環境影響評価の項目ごとに、事業特性及び地域特性を考慮して、当該環境影響評価の項目に係る環境要素について、調査、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう、「2 (2) 調査」、「2 (3) 予測」、「2 (5) 評価」に規定する手法及び別表 4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に、調査、予測及び評価の手法を検討する。

なお、配慮書に記載された調査、予測及び評価の結果を方法書以降の環境影響評価において使用する場合には、調査、予測及び評価において必要とされる水準が確保されていることを示す必要がある。

(5) 方法書及び方法書要約書の作成

対象事業の目的（事業の必要性や事業計画を概ね特定するに至る経緯を含む。）、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等について、条例第 9 条第 1 項に掲げる事項を記載した方法書及びその内容を要約した書類（方法書要約書）を作成する。

記載に当たっては、図表を効果的に用いるとともに、用語説明の記載などにより、簡明かつ平易な記載内容となるよう努める。

2 環境影響評価準備書及び環境影響評価書の作成

事業者は、以下の手順に従って環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成する。

(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

方法書について市長の意見を勘案するとともに、環境の保全上の意見に配慮して、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。

なお、環境影響評価を行う過程において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う。

(2) 調査

調査は、適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、環境影響評価の項目に係る環境要素の状況に関する情報を得ることを目的として、以下に定める調査の手法及び別表4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に行う。

ア 調査項目

別表4に示す調査項目を参考に必要な項目を選定する。

イ 調査方法

調査は、文献その他の資料の収集、現地調査等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行う。

環境基準が設定されている項目など、調査・分析方法等について法令等に定めがあるときはその手法に準拠する。

また、調査方法の選定に当たっては、調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響が小さい調査の方法を選定する。

ウ 調査地域

調査地域は、既存の事例、簡易な拡散式による試算等により、対象事業の実施により環境に一定程度以上の影響を及ぼすおそれのある範囲を想定し、それらを包含するとともに、地域社会の単位（学区、町丁目界等）、道路・鉄道等を考慮して設定する地域とする。

エ 調査地点

調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集する場合における当該地点（調査地点）は、調査項目の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の情報の収集等に最も適切かつ効果的な地点とする。

オ 調査期間等

調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）は、調査項目の内容、地域特性を踏まえ、環境の状況を適切かつ効果的に把握できる期間等とする。この場合において、季節等による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間等に留意する。

カ 調査によって得られる情報の整理

調査によって得られる情報は、当該情報が記載されている文献その他の資料の名称、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調

査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理する。

また、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じて、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行う。

(3) 予測

予測は、対象事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事中及び存在・供用時における環境の状況の変化又は環境への負荷の量を把握することを目的として、以下に定める予測の手法及び別表4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に行う。

ア 予測項目

別表4に示す予測項目を参考に必要な項目を選定する。

イ 予測方法

予測は、理論に基づく計算、模型等による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握することを基本とする。

定量的に把握することが困難な場合は、既存の事例、学術文献等を参考に定性的に把握する方法により行うことができる。

予測は、対象事業の実施による環境負荷の影響を予測することを基本とするが、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状態を含めた影響の程度についても検討する。

ウ 予測地域

予測地域は、調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

エ 予測地点

予測地点は、予測項目の特性、保全すべき対象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他予測に最も適切かつ効果的な地点とする。

オ 予測の対象時期等

予測の対象時期等は、原則として、工事の実施中の環境への影響が最大となる時期等及び存在・供用時の事業活動が定常状態に達する時期等とする。

また、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。

カ 予測の前提条件の明確化等

予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、その内容及び妥当性を明らかにするとともに、必要に応じて現況再現性について検討を行う。

また、新規の予測手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。

(4) 環境保全措置

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、対象事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者の実行可能な範囲内で、当該影響をできる限り回避し、又は低減すること及び当該影響に係る環境要素に関して国又は名古屋市等が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討を行う。

なお、計画段階配慮及び事業計画を概ね特定した過程で検討した事項並びに予測条件とした事項についても環境保全措置に含めるものとする。

ア 環境保全措置の検討の順序

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響をできる限り回避し、又は低減させる措置の検討を優先し、その検討結果を踏まえ、必要に応じて事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。

イ 環境保全措置の効果等の整理

環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を明らかにできるように整理する。

- (ア) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じて当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (イ) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (ウ) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (エ) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (オ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

ウ 検討経過の明確化

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにする。

(5) 評価

評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合においてはそ

の結果を踏まえ、環境の保全の見地から適正な配慮がなされているかどうか等を以下に示す手法等に基づき、別表 4「環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等」を参考に事業者の見解を明らかにすることにより行う。

評価に当たって、事業者以外の者が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容について明らかにする。

ア 環境影響の回避・低減及び環境の改善に係る評価

対象事業の内容や地域の状況に応じ、幅広い環境保全措置を対象として、複数の案を比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法を通じて、対象事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境への保全についての配慮が適正になされているかどうか、あるいはどのように改善されているかを評価する。

イ 国又は名古屋市等による環境保全施策との整合性に係る評価

環境基準など国又は名古屋市等が実施する環境の保全に関する施策によって、環境影響評価の項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。

ウ 総合的な評価

環境影響評価の項目ごとの環境影響評価の結果について、その概要を一覧できるように取りまとめること等により、他の環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討する。

(6) 事後調査計画の検討

予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討の結果に基づき、「第 6 事後調査」を参考に、事後調査の項目、調査方法等事後調査計画に係る検討を行う。

(7) 準備書及び準備書要約書の作成

調査、予測及び評価の結果、環境保全措置の検討の経過、事後調査の計画等について、条例第 15 条第 1 項に掲げる事項を記載した準備書及びその内容を要約した書類（準備書要約書）を作成する。

記載に当たっては、図表の活用や用語説明の記載などにより、簡明かつ平易な記載内容となるよう努める。

(8) 評価書の作成

準備書に対する市長の意見を尊重するとともに、環境の保全上の意見に配慮して、準備書の記載事項の検討、補正を行い、条例第 23 条第 1 項に掲げる事項を記載した評価書を作成する。記載に当たっては、図表の活用や用語説明の記載などにより、簡明かつ平易な記載内容となるよう努める。

3 その他

(1) リプレース事業

対象事業が「ア」で定義するリプレース事業に該当する場合には、「イ」で示すように環境影響評価の項目を選定し、「ウ」で示すように調査若しくは予測の手法を簡略化することができる。

ア リプレース事業の定義

以下の条件を全て満たす事業について、リプレース事業として扱うことができる。

- (ア) 名古屋市環境影響評価指導要綱又は条例に基づき環境影響評価の手続を行った事業
- (イ) 対象事業の種類が現在と同一の種類である事業
- (ウ) 対象事業の実施予定地が現在の事業地と同一又は縮小される事業
- (エ) 施設の建て替え又は更新等により、大気汚染物質、水質汚濁物質及び温室効果ガスによる環境負荷の低減が図られる事業

イ 環境影響評価の項目の選定の基本的考え方

次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合には、環境影響評価の項目に選定しないことができる。

- (ア) 環境影響評価の項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- (イ) 環境影響評価の項目に関する環境影響の程度が現在の施設に係る環境影響評価又は事後調査の結果と比較して明らかに低減される場合
- (ウ) 対象事業の実施予定地又はその周囲に環境影響評価の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

ウ 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

- (ア) 環境影響評価の項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (イ) 対象事業の実施予定地又はその周囲に、環境影響評価の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (ウ) 類似の事例により環境影響評価の項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- (エ) 調査の手法については、環境影響評価の項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が簡易な手法で収集できることが明らかであること。

エ リプレース事業における方法書の作成

対象事業がリプレース事業に該当する場合には、当該事業がリプレース事業に該当する旨並びに環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法を簡略化することとした根拠について方法書に記載する。

第6 事後調査

事後調査は、対象事業に係る工事中及び存在・供用時において、対象事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぼす影響の程度について把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証することを目的として行う。

1 事後調査計画の準備書及び評価書への記載

予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討の結果に基づき、事後調査の項目、調査方法等事後調査計画に係る検討を行い、準備書に記載する。

準備書に対する市長の意見を尊重するとともに、環境の保全上の意見に配慮して、必要に応じて、事後調査計画について検討し、補正を行い、評価書に記載する。

2 事後調査計画書の作成

評価書に記載された事後調査計画を基に、実施計画を定め、事後調査計画書を作成する。

(1) 事後調査計画の検討

事後調査計画の検討に当たっては、環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぼす影響の程度を適切に把握するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように以下の事項について検討を行う。

ア 事後調査項目

事後調査を行う項目は、予測及び評価の結果に基づき、環境影響評価の項目のうちから選定する。この場合、調査結果の解析に必要な範囲内で、気象や水象等の状況、施設の稼働状況、環境保全措置の実施状況等について併せて調査を行う。

イ 事後調査の地域及び事後調査の地点

事後調査の地域及び事後調査の地点は、原則として予測地域及び予測地点と同一の地域及び地点とする。

ウ 事後調査の時期等

事後調査の時期等は、原則として予測の対象時期等と同一の時期等とする。

また、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合や、既完成部分の供用を段階的に開始する場合等においては、必要と認められる時期にも調査を行う。

エ 事後調査の方法

事後調査の方法は、「第52(2)調査」に規定する調査の方法又はこれと同等以上の結果が得られる適切な方法とする。

(2) 事後調査計画書の作成

条例第28条第1項に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成する。記載に当たっては、図表の活用や用語説明の記載などにより、簡明かつ平易な記載内容となるよう努める。

3 事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書の作成

事後調査計画書に基づき調査を実施し、その調査結果について速やかに整理、検討等を行い、事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書を作成する。

(1) 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、調査時点における気象や水象の状況、施設の稼働状況等を考慮し、環境影響評価の結果と比較検討を行う。

(2) 原因の究明

比較検討の結果、環境影響評価の結果と異なる場合は、その原因を調査する。その際、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

(3) 環境保全措置の検討

原因究明の結果、対象事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討する。

(4) 事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書の作成

条例第 29 条の 2 第 4 項に掲げる事項を記載した事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書を作成する。記載に当たっては、図表の活用や用語説明の記載などにより、簡明かつ平易な記載内容となるよう努める。

事後調査結果報告書には、工事中又は供用開始後の事後調査計画書に基づいて行った全期間中の事後調査の結果を記載する。事後調査結果中間報告書には、当該報告書の作成までに行った事後調査の結果（既に報告済みの内容を除く。）を記載する。

4 事後調査結果中間報告書の提出時期

(1) 工事中の事後調査結果

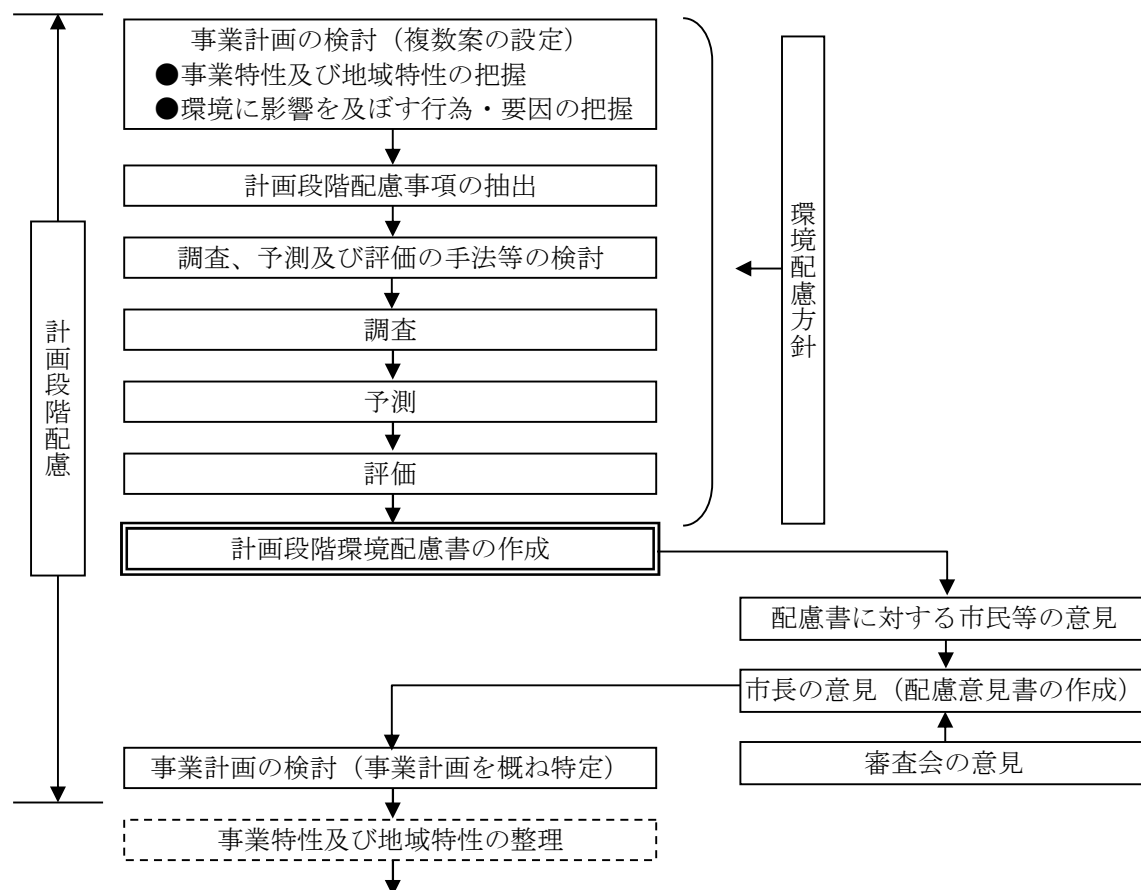
事後調査結果中間報告書は、工事期間が 5 年以上の長期に及ぶ場合には、事後調査計画書の提出日から 3 年以内（既に事後調査結果中間報告書を提出している場合には、最後に提出された事後調査結果中間報告書の提出日から 3 年以内）に提出する。

(2) 供用開始後の事後調査結果

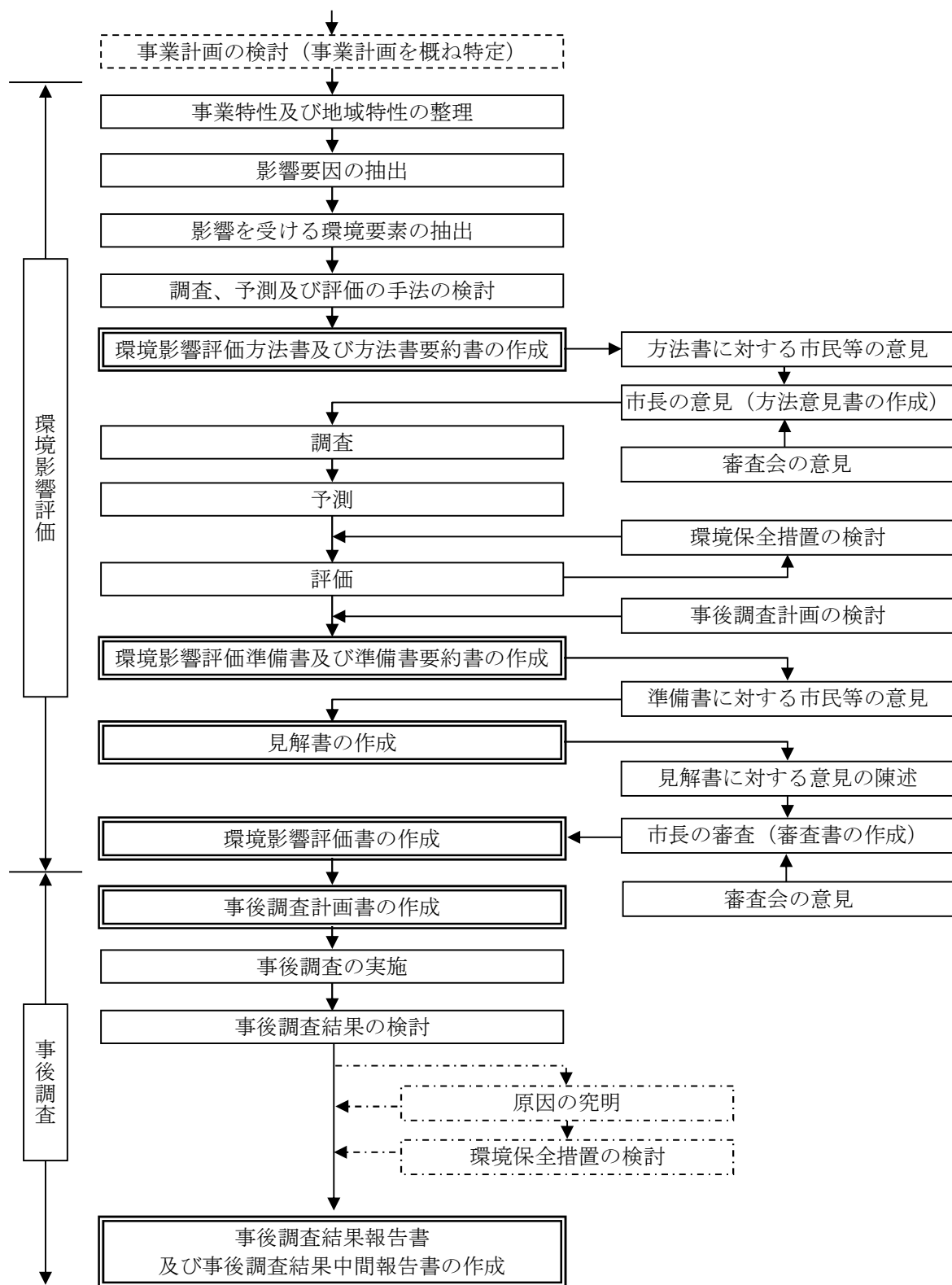
供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合や、既完成部分の供用を段階的に開始する場合等において行った事後調査結果についても適宜、事後調査結果中間報告書を提出する。

別図 環境影響評価等の実施手順

(1) 計画段階配慮



(2) 環境影響評価～事後調査



別表 1 地域の概況の調査事項

	項目	調査事項
自然的状況	地形・地質等の状況	地形、地質、地盤沈下、土壌等（環境基準等の適合状況を含む。）
	水環境の状況	水象（河川、池沼、海域に係る流況）、水質、底質、地下水質等（環境基準等の適合状況を含む。）
	大気環境の状況	気象（風向、風速、気温、湿度、降水量等）、大気質、騒音、振動、悪臭、温室効果ガス等（環境基準等の適合状況を含む。）
	動植物、生態系及び緑地の状況	動植物の生息又は生育、分布及び重要な種、生態系、緑地の状況等
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場	景観資源、眺望景観、屋外レクリエーション施設、自然との触れ合いの活動の場
社会的状況	人口及び産業	人口、人口動態、世帯数、産業別事業所数及び従業員数等
	土地利用	土地利用の状況、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく地域地区及びその他の土地利用計画、周辺地域における開発の動向等
	水域利用	河川、地下水及び海域の利用の状況等
	交通	交通網（道路網、公共交通機関網）、道路交通状況、公共交通機関の利用状況等
	地域社会等	病院、学校等の配置、文化財の分布、コミュニティ施設の状況（施設利用地域等）、交通安全の状況（通学路等）、下水道の整備状況、廃棄物の発生状況等
	関係法令の指定・規制等	公害関係法令、自然環境関係法令、防災関係法令等による指定地域、地区、規制内容等
	環境保全に関する計画等	環境保全に関する計画等の内容等

別表 2 環境影響評価等の対象とする環境要素の区分

環境都市像	環境要素の区分	
健康安全都市	大気環境の保全	(1) 大気質
		(2) 悪臭
		(3) 風害
	騒音・振動対策の推進	(4) 騒音
		(5) 振動
		(6) 低周波音
	水環境の保全	(7) 水質・底質
		(8) 地下水
	地盤環境の保全	(9) 土壌
		(10) 地盤
	その他生活環境の保全	(11) 地形・地質
		(12) 日照阻害
		(13) 電波障害
		(14) 地域分断
		(15) 安全性
循環型都市	ごみ減量・リサイクルの推進	(16) 廃棄物等
自然共生都市	生物多様性の保全、緑の保全と創出	(17) 植物
		(18) 動物
		(19) 生態系
		(20) 緑地
	健全な水循環の保全と再生	(21) 水循環
	良好な景観資源、歴史的・文化的環境の保全と創出	(22) 景観
		(23) 人と自然との触れ合いの活動の場
		(24) 文化財
低炭素都市	低炭素なまちづくり	(25) 温室効果ガス等
	ヒートアイランド対策の推進	(26) ヒートアイランド現象

注) 環境要素の区分は、**第3次第4次**名古屋市環境基本計画における環境都市像の考え方に
 応じて区分したものである。ただし、環境都市像と環境要素は一対一で対応するものでは
 ないことに留意すること。

別表 3 環境要素－影響要因関連表

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中				存在・供用時			
	細区分								
(1) 大気質									
(2) 悪臭									
(3) 風害									
(4) 騒音									
(5) 振動									
(6) 低周波音									
(7) 水質・底質									
(8) 地下水									
(9) 土壌									
(10) 地盤									
(11) 地形・地質									
(12) 日照阻害									
(13) 電波障害									
(14) 地域分断									
(15) 安全性									
(16) 廃棄物等									
(17) 植物									
(18) 動物									
(19) 生態系									
(20) 緑地									
(21) 水循環									
(22) 景観									
(23) 人と自然との触れ 合いの活動の場									
(24) 文化財									
(25) 温室効果ガス等									
(26) ヒートアイランド 現象									

別表 4 環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	大気質	(1) 調査項目 ①大気質の状況 ・環境基準が設定されている物質 ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び同施行令（昭和 43 年政令第 329 号）に規定されている物質 ・その他の物質 ②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度等（気温、日射量、放射収支量等） ③地形・地物の状況 ・土地の起伏・傾斜等地形の状況 ・建造物の大きさ・設置状況等地物の状況 ・周辺の土地利用状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による大気汚染物質及びその環境中の濃度の状況 ①大気汚染物質の排出量 ②大気汚染物質の寄与濃度、バックグラウンド加算濃度 ③大気中微小粒子状物質は、予測・評価技術が確立された際は予測項目とする。	・大気汚染物質の発生段階における防止対策、大気環境へ排出される段階の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・大気汚染に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①大気質の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法 ・「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環境庁大気保全局長通知）に定める方法 ・「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）に定める方法 ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」 （平成 23 年 3 月、環境省水・大気環境局大気環境課） （平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）に定める方法 ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 令和 4 年 3 月、環境省水・大気環境局総務課 ダイオキシン対策室 、大気環境課）に定める方法 ・「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める方法 ・「大気中微小粒子状物質（PM_{2.5}）測定方法暫定マニュアル 改定版」（平成 19 年 7 月、環境省）に定める方法 ・「大気中微小粒子状物質（PM _{2.5} ）成分測定マニュアル」（平成 24 年 4 月令和元年 5 月、環境省）に定める方法 ・その他適切な方法 ②気象の状況 ・名古屋地方気象台、名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法 ・「高層気象観測指針」（平成 7 年気象庁）に定める方法 ・その他適切な方法 ③地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 ①大気汚染物質の排出量 ・事業計画に基づく推計 ②大気汚染物質の寄与濃度 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・大気拡散モデル ・風洞実験 ・統計的方法 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計 なお、バックグラウンド加算濃度については、適切なバックグラウンド濃度を用いて、これに寄与濃度を加えた濃度を予測する。 ③予測地点については、事業特性、周辺の土地利用あるいは建物の状況等により必要に応じて高さ方向について検討する。	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	悪臭	(1) 調査項目 ①臭気の状態 ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に定める特定悪臭物質濃度 ・臭気指数（臭気濃度） ②気象の状態 ・風向・風速 ・大気安定度等（気温、日射量、放射収支量等） ③地形・地物の状況 ・土地の起伏・傾斜等地形の状況 ・建造物の大きさ・設置状況等地物の状況 ・周辺の土地利用状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による悪臭物質の濃度等 ①悪臭物質の排出量 ②悪臭物質の濃度 ・特定悪臭物質 ・臭気指数（臭気濃度）	・悪臭物質の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・悪臭に係る規制基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①臭気の状態 ・「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）に定める方法 ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法 ・その他適切な方法 ②気象の状態 ・名古屋地方気象台、名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法 ・その他適切な方法 ③地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 ①悪臭物質の排出量 ・事業計画に基づく推計 ②悪臭物質の濃度 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・大気拡散モデル ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	風害	(1) 調査項目 ①風の状況（風向、風速、最大風速及びその出現頻度等） ・上空風 ・地表付近の風 ・強風域の出現場所及び出現頻度 ②地形・地物の状況 ・土地の起伏・傾斜等地形の状況 ・建造物の大きさ・設置状況等地物の状況 ・周辺の土地利用状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する風環境の状況 ①地表付近の風の風向・風速及び最大風速等の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 ②年間における強風の出現頻度	・風害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①風の状況 ・名古屋地方気象台、名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に準拠する方法 ・「高層気象観測指針」（平成 7 年気象庁）に準拠する方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・風洞実験 ・流体数値シミュレーション ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	騒音	(1) 調査項目 ①騒音の状況 ・環境騒音 ・特定騒音（工場・事業場騒音、道路交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、建設作業騒音） ・発生源の特性の把握、騒音の距離に応じた減衰の状況の把握等 ②地形・地物の状況 ・構造物の有無、建物密集度等の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による騒音レベルの状況 ・工場・事業場騒音 ・道路交通騒音 ・鉄道騒音 ・航空機騒音 ・建設作業騒音	・騒音の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・騒音に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①騒音の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）に定める方法 ・「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 12 年 4 月、環境庁）に定める方法 ・「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）に定める方法 ・「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（平成 22 年 5 月平成 27 年 10 月、環境省）に定める方法 ・「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）に定める方法 ・「航空機騒音測定・評価マニュアル」（平成 21 年 7 月令和 2 年 3 月、環境省）に定める方法 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に定める方法 ・「在来鉄道騒音測定マニュアル」（平成 22 年 5 月平成 27 年 10 月、環境省）に定める方法 ・「日本工業規格 Z 8731」に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・数理解析モデル（日本音響学会式、伝搬理論式等） ・模型実験 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計 なお、予測地点については、事業特性、周辺の土地利用あるいは建物の状況等により必要に応じて高さ方向について検討する。	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	振動	(1) 調査項目 ①振動の状況 ・環境振動 ・特定振動（工場・事業場振動、道路交通振動、鉄道振動、建設作業振動） ・発生源の特性の把握、振動の距離に応じた減衰の状況の把握等 ②地形・地物の状況 ・地盤構造、軟弱地盤の有無、土質の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による振動レベルの状況 ・工場・事業場振動 ・道路交通振動 ・鉄道振動 ・建設作業振動	・振動の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・振動に係る規制基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①振動の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁長官告示第 90 号）に定める方法 ・「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年環境庁長官勧告）に定める方法 ・「日本工業規格 Z 8735」に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・数理解析モデル（建設省土木研究所提案式、日本騒音制御工学会式、伝搬理論式等） ・模型実験 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	低周波音	(1) 調査項目 ①低周波音の状況 ・音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル ・特定の発生源の低周波音レベル ・主要発生源の状況、距離減衰の状況 ②地形・地物の状況 ・構造物の有無、建物密集度等の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による低周波音の状況（音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル）	・低周波音の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①低周波音の状況 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁大気保全局）に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・数理解析モデル（伝搬理論式等） ・模型実験 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	水質・底質	(1) 調査項目 ①水質の状況 ・環境基準、環境目標値が設定されている項目 ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の排出基準に規定されている項目 ・その他の項目（クロロフィル a、硫化物、水温、透視度、透明度、濁度、塩分等の水の性状を表す基礎的な項目等） ②底質の状況 ・有機汚濁指標（硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量） ・有害物質（水質汚濁に係る環境基準等が設定されている項目（人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類）） ・その他の項目（含水率、粒度組成等の物理的性状を表す項目等） ③水象の状況 ・河川（流量、流速、水位、河川の形態等） ・池沼（貯留水量、流出入量、池沼の形態等） ・海域（潮流、潮汐、拡散状況、波浪、海岸地形等） ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による水質汚濁物質等の濃度等 ①水質汚濁物質等の排出量 ②水質汚濁物質等の濃度 ③底質汚染の程度 ④水象の変化	・水質汚濁物質の発生段階における防止対策、水域へ排出される段階の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・水質・底質に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①水質の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局長通達）に定める方法 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める方法 ・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 46 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 5 年環境庁水質保全局水質規制課長通知）に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染・水質の汚染濁」（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 14 年環境省告示第 46 号平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 16 年環境省令第 30 号平成 11 年総理府令第 67 号）に定める方法 ・その他適切な方法 ②底質の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「底質調査方法」（昭和 63 年環境庁水質保全局長通達平成 24 年環水大water発第 120725002 号）に定める方法 ・「底質の処理・処分等に関する指針」（平成 14 年環水管第 211 号）に定める方法 ・その他適切な方法 ③水象の状況 ・文献その他の資料調査 ・「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局長通達）に定める方法 ・「海洋観測指針」（平成 11 年気象庁）に定める方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 ①水質汚濁物質等の排出量 ・事業計画に基づく推計 ②水質汚濁物質等の濃度 ・事業特性、水域等の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・数理モデル ・水理模型実験 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計 ③底質汚染の程度 ・対象事業の施設における排水対策やそれを踏まえた水質予測結果及び潮流予測結果に基づいた水質や潮流の変化の程度からの定性的な予測 ・その他適切な手法による推計 ④水象の変化 ・事業特性、水域等の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・数理モデル ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	地下水	(1) 調査項目 ①地下水質の状況 ・環境基準が設定されている項目 ・その他の項目（水温、塩素イオン濃度等） ②地下水の状況 ・地下水の性状 ・地下水位の状況 ・地下水流動等 ③地下水の利用の状況	(1) 予測項目 対象事業の実施による地下水汚染のおそれ又は調査で汚染が確認された地下水中の有害物質の濃度等 ①地下水汚染のおそれ ②地下水中の有害物質の濃度 ③地下水の状況の変化	・有害物質の地下浸透防止対策、汚染されている地下水の浄化対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・地下水質に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①地下水質の状況、地下水の状況、地下水の利用の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年環境庁水質保全局長通知）に定める方法 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める方法 ・「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第 39 号）に定める方法 ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成 11 年環境庁水質保全局長通知）に定める方法 ・「地盤調査の方法と解説」（（公）社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地質の状況 ・文献その他の資料調査 ・ボーリング調査による方法 ・「土質試験の方法と解説」（（公）社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公）社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 ①地下水汚染のおそれ 事業計画、地形・地質の状況等について検討し、地下水汚染が発生するおそれの予測を行う。 ②地下水中の有害物質の濃度 浄化措置の内容等を検討し、対策後の有害物質の濃度について次の手法を標準に予測を行う。 ・類似事例からの推計 ・水理モデル ・その他適切な手法による推計 ③地下水の状況の変化 事業特性、地下水の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・数値モデル ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	土壌	(1) 調査項目 ①土壌の状況 ・環境基準が設定されている物質 ・その他の物質 ②対象事業の実施予定地に係る過去の土地利用等の経緯 ③地盤の状況（地層の状況、帯水層の分布、地下水の流動等） ④地下水の利用の状況 ⑤その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による有害物質の土壌への負荷の程度又は調査で汚染が確認された土壌中の有害物質の濃度等	・土壌汚染防止対策、汚染されている土壌の浄化対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・土壌汚染に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①土壌の状況 ・「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に定める方法 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法 ・「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市長令第 15 号）に定める方法 ・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版 2011 年（改訂第 3.1 版）」（平成 23 年令和 4 年 8 月、環境省水・大気環境局土壌環境課水環境課土壌環境室）に定める方法 ・その他適切な方法 ②対象事業の実施予定地に係る過去の土地利用等の経緯 ・文献その他の資料調査 ③地盤の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・ボーリング調査による方法 ・「土質試験の方法と解説」（（公）社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公）社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法 ④地下水の利用の状況 ・文献その他の資料調査 ・既存の井戸又は観測井を用いる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地盤の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	地盤	(1) 調査項目 ①地盤沈下の状況 ・地盤沈下量（年間地盤沈下量、累積地盤沈下量等） ・地盤沈下の出現範囲 ②地下水の状況 ・地下水位の状況 ・揚水の状況 ③地盤の状況 ・土質 ・軟弱地盤の分布 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地盤沈下の程度 ①地盤沈下量 ②地下水位	・地盤沈下防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①地盤沈下の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・水準測量又は地盤沈下計（観測井）を用いる方法 ・その他適切な方法 ②地下水の状況 ・文献その他の資料調査 ・既存の井戸又は観測井を用いる方法 ・その他適切な方法 ③地盤の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・ボーリング調査による方法 ・「土質試験の方法と解説」（（公社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地下水の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・圧密沈下理論式、水収支理論式等の理論式 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	地形・地質	(1) 調査項目 ①地形・地質の状況 ・地形・地質の種類、構造 ・重要な地形・地質の分布、状態及び特性 ②土地の安定性 ・崩壊、地滑り等に係る特殊地形の分布状況 ・軟弱地盤帯の分布状況及び土質特性 ・災害履歴等 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地形・地質への影響の程度 ①地形・地質への影響の種類、影響の程度 ②重要な地形・地質の消滅又は改変の程度 ③土地の安定性	・対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査 ・ボーリング調査による方法 ・「土質試験の方法と解説」（（公社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地質の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・地盤工学的手法 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	日照障害	(1) 調査項目 ①日照の状況 ・日影の範囲、時刻、時間数等 ②土地利用、地物の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により生じる冬至日の日影の状況 ①日影の範囲 ②日影となる時刻及び時間数 ③既存建物との複合影響、既存建物の壁面への影響	- 日影の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 - 日影に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①日照の状況 ・事業予定地周辺の既設建築物等を対象にして、冬至日の日影の状況を日影図、天空図の作成等により把握する方法 ②土地利用、地物の状況 ・都市計画図、住宅地図等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・時刻別日影図、等時間日影図等の作成 ・模型実験 ・天空図又は合成写真の作成 ・その他適切な手法による推計	
	電波障害	(1) 調査項目 ①テレビジョン放送電波の受信状況 ②テレビジョン放送の受信形態等 ・共同受信設備の状況 ・マイクロウェーブ通信回路の経路等 ③地形・地物の状況 ・構造物の有無、建物密集度等の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により発生するテレビジョン電波障害の程度及び範囲 ①電波障害の種類 ②電波障害の程度及び範囲	電波障害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①テレビジョン放送電波の受信状況 ・「建築物によるテレビ受信障害調査要領 （アナログ・デジタル放送統合版） 」（平成 22 30 年、（一社）日本 CATV 技術協会 中部支部 ）に定める方法 ・その他適切な方法 ②テレビジョン放送の受信形態等 ・資料調査、現地調査の方法 ③地形・地物の状況 ・地形図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・建築物による電波障害予測計算の理論式 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	地域分断	(1) 調査項目 ①学校、公園、病院、福祉施設、商店街等コミュニティ施設の分布、利用の状況 ②学区、町内会等コミュニティ組織 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により生ずる地域分断がコミュニティに与える影響の程度 ①コミュニティの一体性 ②地域住民の日常的な交通経路に対する分断の影響	地域分断がコミュニティに与える影響に対する環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・理論式による徒歩距離の変化量の予測 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	安全性	(1) 調査項目 【危険物等】 ①事業予定地周辺における危険物等の分布 ②ガス管等地下埋設物の分布 ③地形・地物の状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による危険物等の火災、爆発、流出等の防止等に係る安全性の程度 ①危険物の種類、保有量、貯蔵方法及び位置 ②工事中及び事業活動に伴うガス管等地下埋設物への影響 ③火災、爆発等による危険物等の拡散範囲等	・危険物等に係る影響についての環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
		(1) 調査項目 【治水】 ①地形、流域の土地利用区分等（植生、家屋、道路等の分布及び河川・排水路の系統、排水方法） ②過去の洪水時における流量、降雨量 ③過去の水害（流量、降雨量、浸水の範囲、被害の状況） ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地形、流域の土地利用区分の改変に伴う治水への影響 ①河川等の形状、流量及び水位の変化の程度 ②流域の土地利用区分の変化の程度 ③地形改変の程度	・治水に係る影響についての環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、水域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・雨水流出解析からの推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
		(1) 調査項目 【交通安全】 ①通学路、道路等の状況 ②交通量の状況 ③交通安全施設、交通規制等の状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による自動車交通量の増大による交通安全等への影響 ①発生集中交通量 ②交通安全への影響の程度	・交通安全に係る影響についての環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・理論式による推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	廃棄物等	(1) 調査項目 予測・評価において現状との比較検討が必要な場合、以下の項目について調査を行う。 ①廃棄物発生の状況 ・事業活動に伴い発生する廃棄物の種類及び量 ・廃棄物の排出量に係る原単位 ②廃棄物の管理・発生抑制・再使用等の状況 ・廃棄物の管理体制 ・再使用等の状況 ③廃棄物の処理の状況 ・廃棄物の処理体制等 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により発生する廃棄物等の発生の程度 ①廃棄物の種類及び量 ②廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）等の方策及び量 ③残土の発生量、再使用等の方策及び量	・廃棄物等の排出抑制対策、処理方法、再使用・再生利用の方策等について明らかにすることにより、対象事業による廃棄物等の排出をどのように回避し、又は排出量をどのように低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査による方法 ・類似事例等における発生量や原単位を用いて算定する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
環境要素の区分	植物	(1) 調査項目 ①種子植物その他の主な植物（海域に生育する植物を除く。）に関する植物相及び植生の状況（特定外来生物等を含む。） ②重要な種及び重要な群落の分布、特性、生育の状況及び生育環境の状況 ③海域に生育する植物（種子植物、藻類、植物プランクトン等）の主な種類及び分布状況（特定外来生物等を含む。） ④干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 ⑤遺伝的特性の状況 ⑥その他必要な項目	(1) 予測項目 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき植物の種、植物の生育環境を一体として保全を図るべき区域等を選定し、事業の実施による①～③の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。また、必要に応じて、生物多様性の観点から④の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。 ①植物相、植生 ②生育環境 ③重要な植物種及び重要な群落 ④遺伝的特性	・対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①植物相及び植生の状況 ・文献その他の資料調査、現地踏査、聞き取り調査による植物相のリスト及び分布図を作成する方法 ・植物社会学的群落調査法に定める方法 ・その他適切な方法 ②重要な種及び重要な群落の分布、特性、生育の状況及び生育環境 ・植物相及び植生の状況の調査結果から重要な種及び重要な群落を抽出し、その分布、生育状況等の概要を整理する方法 ・土壌断面調査 ・その他適切な方法 ③海域に生育する植物 ・文献その他の資料調査 ・現地調査（目視観察、コドラート法、ネット法等） ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業計画による改変量を明らかにするとともに、次の手法を標準に影響の程度を予測する。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	動物	(1) 調査項目 ①脊椎動物、昆虫類その他の主な陸生動物に関する動物相の状況（特定外来生物等を含む。） ②主な水生動物に係る動物相の状況（特定外来生物等を含む。） ③魚等の遊泳動物、底生生物、動物プランクトン、卵・稚仔等海域に生息する動物の主な種類及び分布の状況（特定外来生物等を含む。） ④重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ⑤干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ⑥遺伝的特性の状況 ⑦その他必要な項目	(1) 予測項目 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき動物の種、動物の生息環境を一体として保全を図るべき区域等を選定し、事業の実施による①～③の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。また、必要に応じて、生物多様性の観点から④の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。 ①動物相 ②生息環境 ③貴重な動物種 ④遺伝的特性	対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①動物相の状況 - 文献その他の資料、現地踏査、聞き取り調査による動物相のリスト及び分布図を作成する方法 - 現地踏査については、フィールドサイン法、トラップ調査法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、任意採取法、直接観察法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、捕獲調査、コドラート法その他適切な方法による。 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 - 動物相の状況の調査結果から重要な種を抽出し、重要な種の分布、その生息状況の概要を整理する方法 - その他適切な方法	(2) 予測方法 事業計画による改変量を明らかにするとともに、次の手法を標準に影響の程度を予測する。 - 事業計画に基づく推計 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計	
	生態系	(1) 調査項目 ①動植物その他の自然環境に係る概況 ②生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による生態系への影響の程度 ①生態系の変化の程度 ②種多様性の変化の程度 ③生態系を特徴づける注目種等の生息・生育環境の変化の程度	- 対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 - 必要に応じて、生物多様性の視点を踏まえ、生態系の多様性及び種の多様性について、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、また代償措置を行う場合の配慮事項等について事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 植物、動物等の調査結果に基づき、文献等を参考に生態系の食物連鎖の上位に位置するという上位性、生態系の特徴をよく現すという典型性、特殊な環境等を指標とするという特殊性の観点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を把握する。	(2) 予測方法 次の手法を標準に影響の程度を予測する。 - 事業計画に基づく推計 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計（HEP [Habitat Evaluation Procedure：ハビタット評価手続]、HSI [Habitat Suitability Index：ハビタット適性指数] モデル等)	
環境要素の区分	緑地	(1) 調査項目 ①緑地の状況 - 緑地の位置 - 緑地の種類 - 事業予定地の緑地面積 ②その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施に伴い、新設及び保全する緑地の状況 ①緑地の位置 ②緑地の種類 ③緑地面積（新設する緑地の面積（緑化面積）及び保全する緑地面積） ④緑化率	- 緑化計画について明らかにすることにより、環境がどのように改善されるのか、あるいは、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 - 緑地に係る規制基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 - 文献その他の資料、航空写真、植生図等の整理及び解析 - 現地調査による方法 - その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 事業計画や周辺地域の緑地等の状況に基づく推計 - 類似事例からの推計 - 他の環境要素（風害、地形・地質、日照障害、景観、温室効果ガス等、ヒートアイランド現象）等の予測結果からの推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	水循環	(1) 調査項目 ①地下水、湧水、地表面流出水等の状況 ・地下水の性状 ・地下水位の状況 ・地下水流動 ・湧水の状況 ・地表面流出水の状況 等 ②地下水の利用の状況 ③河川、水路等の状況及び形態 ④湖沼、池、湿地等の状況及び形態 ・流域、水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、雨水流出、湖沼水の成層・循環、拡散等の状況 ・湖沼、池、湿地等の形態 ⑤海域の状況及び形態 ・河川からの流出入水量の状況 ・潮位、潮流・恒流等の状況 ・海水の成層・循環、拡散、滞留時間等の状況 ・海域の形態 ⑥透水性舗装等の状況 ・透水性舗装等の設置状況 ・浸透雨水ます等の設置状況 ⑦土地利用等の状況 ・地表面の被覆の状況 ・雨水浸透能の状況 ⑧地形・地質の状況 ⑨その他必要な項目	(1) 予測項目 予測項目は、対象事業の事業特性、水域の特性等を考慮して、次に掲げる項目のうちから適切なものを選択する。 ①地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度 ②地下水涵養能の変化の程度 ③河川及び湖沼の流域等の変化の程度 ④河川の流量、水位及び流速の変化の程度 ⑤湖沼等の水位の変化の程度 ⑥海域の流向及び流速の変化の程度 ⑦対象事業の実施に伴い、新設及び維持する緑被地、透水性舗装等の状況 ・緑被地、透水性舗装等の位置 ・緑被地、透水性舗装等の種類 ・緑被地、透水性舗装等の機能	・水循環に係る周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、環境がどのように改善されるのか、あるいは、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・水循環の特性を十分に勘案し、水循環機能の維持・保全という観点だけでなく、水循環機能の回復、促進について、施策や目標との整合性を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。 ・事業計画に基づく推計 ・数理モデルによる推計 ・模型実験による推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	景観	(1) 調査項目 ①景観を形成する主要な要素 ②景観上の特性（歴史的・文化的に価値のある景観等） ③主要な眺望点から事業予定地を眺望した景観 ④圧迫感の状況（建築物等による圧迫感の状況） ⑤その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による主要な眺望地点からの景観の変化の程度等 ①主要な景観構成要素の消滅の有無、改変の程度 ②主要な眺望地点から対象事業の実施予定地を眺望した景観 ③圧迫感の変化の程度 ④周辺環境との調和	・景観の直接的な変化の程度、眺望地点からの景観の変化の程度等に対する環境保全措置、景観保全上の配慮事項等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①景観を形成する主要な要素、景観上の特性 ・文献その他の資料調査、現地調査による方法 ②主要な眺望点から事業予定地を眺望した景観 ・写真撮影 ・その他適切な方法 ③圧迫感の状況 ・現地調査及び形態率を算定する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域景観の特性等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ①主要な眺望地点からの景観 ・完成予想図（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等） ・可視領域図 ・その他適切な手法による推計 ②圧迫感の変化の程度 ・最大仰角図 ・形態率図 ・模型 ・その他適切な手法による推計	
	人と自然との触れ合いの活動の場	(1) 調査項目 ①人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況（住民等の日常生活上の関わりの程度等）及び利用環境の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響 ①触れ合いの活動の場の消滅の有無、改変の程度 ②触れ合いの活動の場の利用状況の変化 ③触れ合いの活動の場に対する環境影響 ④創出する触れ合いの活動の場の内容	・人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・地域の自然度の低い地域において触れ合いの活動の場を創出する場合は、人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による環境改善の程度について事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ①触れ合いの活動の場の改変等の程度 ・事業計画に基づく推計 ②触れ合いの活動の場の利用状況の変化 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計 ③触れ合いの活動の場に対する環境影響 ・景観、大気質、悪臭、日照、騒音等の予測結果からの推計 ・その他適切な手法による推計 ④創出する触れ合いの活動の場の内容 ・事業計画に基づく推計	
	文化財	(1) 調査項目 ①文化財等の概要（規模、内容、保存の状況等） ②文化財等の利用状況、その他特筆すべき周辺環境 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による文化財等への影響の程度	・文化財等への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	温室効果ガス等	(1) 調査項目 予測・評価において現状との比較検討が必要な場合、以下の項目について調査を行う。 ①温室効果ガスの発生の状況 ・温室効果ガスの排出量 ・エネルギーの消費量等 ②オゾン層破壊物質の状況 ・オゾン層破壊物質の排出量 ・オゾン層破壊物質の使用・回収等の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により発生する温室効果ガス等の排出の程度等 ①温室効果ガスの排出量・削減の程度等（事業単体・地区全体） ②特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表に掲げる特定物質の排出の抑制又は使用の合理化の程度及び処理等	- 温室効果ガス等の排出抑制対策について明らかにすることにより、対象事業による温室効果ガス等の排出をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 - 必要に応じて、環境保全措置を検討する際は、面的な温室効果ガスの削減効果、CDM（Clean Development Mechanism：クリーン開発メカニズム）・JI（Joint Implementation：共同実施）クレジット等の活用について事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査による方法 ・類似事例等における発生量や原単位を用いて算定する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	ヒートアイランド現象	(1) 調査項目 予測・評価において現状との比較検討が必要な場合、以下の項目について調査を行う。 ①気象の状況 ②土地利用等の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 ①土地被覆の変化の内容及び程度 ②人工排熱の変化の内容及び程度 ③建物の密集度の変化の内容及び程度 ④対象事業の実施に伴い、新設及び維持するヒートアイランド抑制機能の状況 ・ヒートアイランド抑制機能の位置・種類等 ⑤熱収支の変化の程度 ⑥気温の変化の程度	人工排熱等の排出抑制対策等、ヒートアイランド現象緩和のための対策について明らかにすることにより、対象事業によるヒートアイランド現象をどのように緩和するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料、航空写真、植生図等の整理及び解析 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・数値シミュレーションによる推計	

別表 5 環境配慮事項

(1) 事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮

環境配慮事項			内容
自然環境の保全	地下水・土壌・地盤・地形・地質・水環境	地形等の改変による影響の防止	掘削、土盛り等、地形、地盤等の改変による周囲への影響の防止に留意した立地及び土地利用に努める。
	植物・動物・生態系・緑地	動植物の生息・生育環境の保全	樹林地や湿地、河川、ため池等の水辺等、動植物が生息している環境の保全に留意した立地及び土地利用に努める。
		自然的植生の保全及び自然環境との調和	植生自然度の比較的高い植生や緑地をその連続性に留意して保全するとともに、地域の植生に適した緑化を図る等、周囲の自然環境と調和した立地及び土地利用に努める。
		希少な生物等の保護及び生物多様性の保全	地域特性上希少な動植物及び生態系の保護、生物多様性の保全に留意した立地及び土地利用に努める。
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止	事業に伴い発生する大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、有害物質等による周辺環境への影響の防止に留意した立地及び土地利用に努める。
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	事業に伴い発生する日照障害、電波障害、風害、低周波音及び光害による周辺環境への影響の防止に留意した立地及び土地利用に努める。
	地域分断	地域のコミュニティの分断防止	地域のコミュニティの分断防止に留意した立地及び土地利用の選定に努める。
	安全性	災害の防止	地形、地盤等の改変や構造物の設置等に起因する地盤災害等の未然防止に留意した立地及び土地利用に努める。
		危険物に対する安全性の確保	危険物による火災、爆発、流出等に対する安全性の確保に留意した立地及び土地利用に努める。
	自然災害	自然災害への対応	地震、台風等の自然災害時において、当該事業に起因する二次災害等に対する周辺地域の安全性の確保に留意した立地及び土地利用に努める。

環境配慮事項			内容
快適環境の保全と創造	水循環	水循環の保全及び再生	雨水の地下浸透機能、保水機能、湧水の存在等に配慮した立地及び土地利用に努める。
	人と自然との触れ合い	人と自然との触れ合いの活動の場の保全	水辺、社寺林、里山等、人と自然とが触れ合える環境の保全に留意した立地及び土地利用に努める。
	歴史環境	歴史的・文化的遺産の保全	歴史的、文化的、学術的に価値の高い遺跡や建造物等の保全に留意した立地及び土地利用に努める。
	熱環境	ヒートアイランド現象の抑制	地表面被覆の分布状況の改善及び周辺地域の地形等に起因する風の流れに留意した立地及び土地利用に努める。
環境負荷の低減	自動車交通	適切な交通アクセスの確保	自動車交通による環境負荷を抑制するため、既存の道路や鉄道の配置及び将来の交通基盤計画との整合性に留意し、事業実施想定区域への適切なアクセスの確保に留意した立地及び土地利用に努める。
	廃棄物	廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	廃棄物の発生抑制や循環資源の再使用及び再資源化の推進に留意した立地や土地利用に努める。

(2) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内容
自然環境の保全	地下水・地盤・地形・地質・水環境	地形等の改変による影響の防止	地形の改変量を最小限にすること等により、自然環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
		水辺の改変による影響の防止	河川やため池等水辺の改変による自然環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	土壌	表土の保全と活用	表土の流出防止を図る等により、表土を保全するとともに、削土を事業実施想定区域内の植栽に利用する等表土の活用についても留意した工事計画の策定に努める。
		埋立て土砂等による影響の防止	水面の埋立てや盛土時の土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	植物・動物・生態系	動植物の生息域への影響の防止	建設作業時の大気汚染、粉じん、騒音、振動、濁水等による動植物の生息環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	水循環	掘削等による水循環への影響の防止	掘削等に伴うゆう出水の量を最小限にすること等により、水循環への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	低公害型機械の使用や周辺環境への影響の少ない工法の採用等、建設作業時の大気汚染、粉じん、騒音、振動、濁水等による公害の防止に留意した工事計画の策定に努める。
		工場跡地等における土壌・地下水汚染物質による環境汚染の防止	工場跡地等での土壌・地下水汚染物質による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
		工事関連車両の走行による公害の防止	工事車両や工事関係者通勤車両が事業実施想定区域周辺を走行することにより発生する大気汚染、粉じん、騒音、振動等の公害の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	安全性	工事関連車両の走行に伴う交通安全の確保	工事車両や工事関係者通勤車両が事業実施想定区域周辺を走行する際、歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画の策定に努める。
		建設作業に伴う安全性の確保	建設作業に伴う火災、爆発等の災害の未然防止に留意した工事計画の策定に努める。

環境配慮事項			内容
快適環境の保全と創造	景観	周辺地域との景観の調和	建設用付帯設備等について、周辺地域との景観の調和に留意した工事計画の策定に努める。
	歴史環境	歴史的・文化的遺産の保全	建設作業時の振動等による歴史的、文化的及び学術的に価値の高い建造物等に対する影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関連車両による交通渋滞の防止	工事車両や工事関係者通勤車両の走行により、事業実施想定区域周辺の道路が交通渋滞しないように努める。
	廃棄物等	建設廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	建設に伴う廃棄物の発生抑制と再資源化を図るとともに、再生材料の活用に留意した工事計画の策定に努める。
		建設残土の搬出・処分等に伴う影響の防止	建設残土の排出量の削減及び外部への搬出等による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	地球環境	地球環境問題に対する取組みの推進	省エネルギー手法の導入等による二酸化炭素の排出抑制や森林認証を受けた木材や間伐材の使用等による森林の保護・保全等に留意した工事計画の策定に努める。

(3) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項			内容
自然環境の保全	植 物 ・ 動物 ・ 生態系 ・ 緑地	生物生息環境への影響の防止	農薬使用量の低減や施設の供用に伴い発生する大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、有害物質等による動植物の生息環境への影響の防止に努める。
		表土、緑地等の適正管理による自然植生の維持管理	公園や緑地の機能の向上と確保及び生物多様性の保全に留意し、潜在自然植生に配慮した植栽の実施や緑地の維持管理に努める。
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止	施設の供用に伴い発生する大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、有害物質等による周辺環境への影響の防止に努める。
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	構造物の設置等に伴い発生する日照障害、電波障害、風害、低周波音及び光害の防止に努める。
	地域分断	地域のコミュニティの分断防止	地域のコミュニティの分断防止に留意した施設の整備や維持管理に努める。
	安全性	危険物に対する安全性の確保	危険物による火災、爆発、流出等の未然防止や、危険物による影響の防止に留意した施設の整備や維持管理に努める。
		災害に対する安全性の確保	地形、地盤の改変や構造物の設置等に起因する地盤災害等の防止に留意した施設の整備や維持管理に努める。
		交通安全の確保	交通安全の確保に留意した施設の整備や維持管理に努める。
	自然災害	自然災害への対応	地震、台風等の自然災害時において、当該事業に起因する二次災害等に対する周辺地域の安全性の確保に留意した施設の整備や維持管理に努める。

環境配慮事項			内容
快適環境の保全と創造	緑地・景観	施設の緑化及び良好な都市景観の形成	施設周辺の緑化を図るとともに、施設の配置、規模、形状、色彩等が良好な都市景観の形成に寄与するよう努める。
		自然景観の保全	施設の配置、規模、形状、色彩等が周辺地域の景観と調和するよう配慮し、良好な自然景観の保全に努める。
	水循環	水循環の保全及び再生	雨水利用や地下水の涵養等により水循環の保全と再生に留意した施設の整備や維持管理に努める。
	人と自然との触れ合い	人と自然との触れ合いの活動の場の維持管理及び有効活用	人と自然との触れ合い活動の場の機能維持に留意した緑地等の維持管理に努めるとともに、その有効活用を図る。
	熱環境	ヒートアイランド現象の抑制	人工排熱の抑制や人工被覆の改善、周辺地域の地形等に起因する風の流れに留意した施設の配置や維持管理に努める。

環境配慮事項			内容
環境 負荷 の 低減	自動車交通	交通渋滞の防止	周辺の交通流に留意した施設の整備や維持管理に努める。
		公共交通機関の利用促進	最寄り駅との快適なアクセスを図る等公共交通機関の利用促進に留意した施設の整備や維持管理に努める。
		低公害・低燃費車 電動車の普及促進	低公害・低燃費車 電動車の導入や基盤整備に協力する等、 低公害・低燃費車 電動車の普及促進に努める。
	廃棄物	廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	廃棄物の分別の徹底に留意した施設の整備やリサイクルの推進等廃棄物の発生抑制と循環資源の再使用及び再資源化の推進に努める。
		廃棄物の適正処理	廃棄物の適正処理に留意した施設の整備や維持管理に努める。
	地球環境	エネルギーの効率的な利用の推進	地域冷暖房の導入や省エネルギー型機器の導入等エネルギーの効率的な利用に努める。
		自然 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用	太陽光等の 自然 再生可能エネルギーや廃温水等の未利用エネルギーの活用に留意した施設の整備や維持管理に努める。
		温室効果ガス等の排出抑制	工作物の長寿命化を図るとともに、運用、更新、解体処分等ライフサイクルを通して温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に留意した施設の整備や維持管理に努める。